

県議会からの意見聴取について

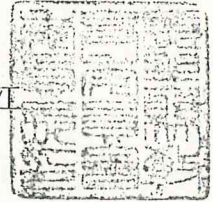
文化財・生涯学習課



24 教文第 613 号
平成 25 年(2013 年) 2 月 21 日

長野県議会議長
平野成基様

長野県教育委員会委員長
櫻井久江



意見聴取について

平成 25 年 2 月 20 日付け 24 議議第 106 号で意見聴取のありました下記の条例案については、異存ありません。

記

第 37 号 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

24 議議第 106 号

平成 25 年 (2013 年) 2 月 20 日

長野県教育委員会委員長

櫻 井 久 江 様

長野県議会議長

平 野 成 基

意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定により、2 月 20 日、知事から提出された下記の条例案について、2 月 25 日までに貴委員会の意見を求めます。

記

第37号 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

第 37 号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長野市が処理することとする。
 - (1) 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理
 - (2) 政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示
 - (3) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理
 - (4) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知
 - (5) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議
 - (6) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

文化財・生涯学習課

1 改正の理由及び内容

市町村への権限移譲を進めるため、その要望により文化財保護法に基づく土木工事等のための発掘の届出の受理等の権限を長野市に移譲する。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

3 移譲する事務

周知の埋蔵文化財包蔵地における文化財保護法に基づく次の事務

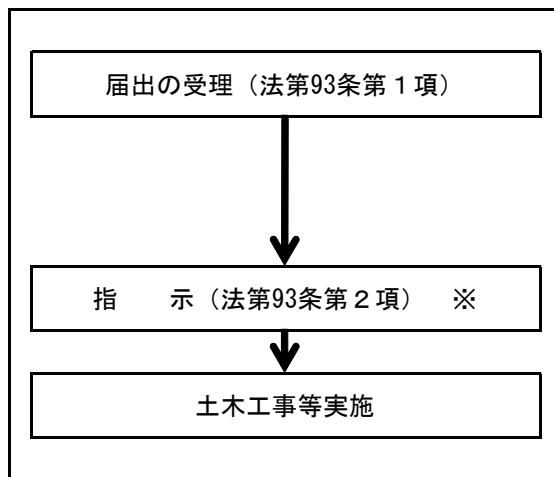
- (1) 民間事業者が行う土木工事等のための発掘の届出の受理（法第93条第1項）
- (2) 民間事業者が行う土木工事等のための発掘の指示（法第93条第2項）
- (3) 国、地方公共団体等が行う土木工事等のための発掘の通知の受理（法第94条第1項）
- (4) 国、地方公共団体等が行う土木工事等のための発掘の協議を求める通知（法第94条第2項）
- (5) 国、地方公共団体等が行う土木工事等のための発掘の協議（法第94条第3項）
- (6) 国、地方公共団体等が行う土木工事等のための発掘の勧告（法第94条第4項）

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地：貝塚、古墳その他埋蔵文化財が包蔵されている土地で、市町村教育委員会がその範囲等を決定した土地

4 事務の流れ

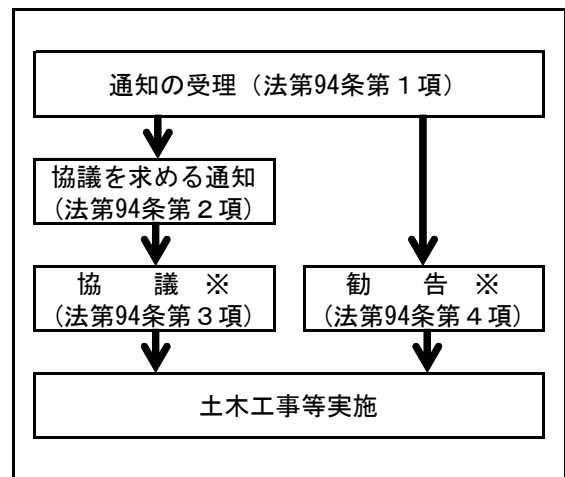
<法第93条>

民間事業者等が土木工事等を行う場合



<法第94条>

国、地方公共団体等が土木工事等を行う場合



※ 記録の作成のための発掘調査の実施その他必要な事項

5 届出等の件数（平成 23 年度実績）

（単位：件）

	93条	94条	計
全 県	736	250	986
うち長野市	83	45	128

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)は、市町村が処理することとする。</p> <p>(1) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第27条第1項の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定</p> <p>(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による認定</p> <p>(3) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定</p> <p>(4) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第16条第2項において準用する第6条第3項の規定による認定</p>	<p>第1条 (略) (市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)は、市町村が処理することとする。</p> <p>(1) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第27条第1項の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定</p> <p>(2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による認定</p> <p>(3) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定</p> <p>(4) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p>イ 第16条第2項において準用する第6条第3項の規定による認定</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長野市が処理することとする。</p> <p>(1) 文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「政令」という。)第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示</p> <p>(3) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理</p>	

改正案	現行
<p>(4) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知</p> <p>(5) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議</p> <p>(6) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告</p>	